

**平成28年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

**平成29年12月
厚生労働省年金局**

平成28年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

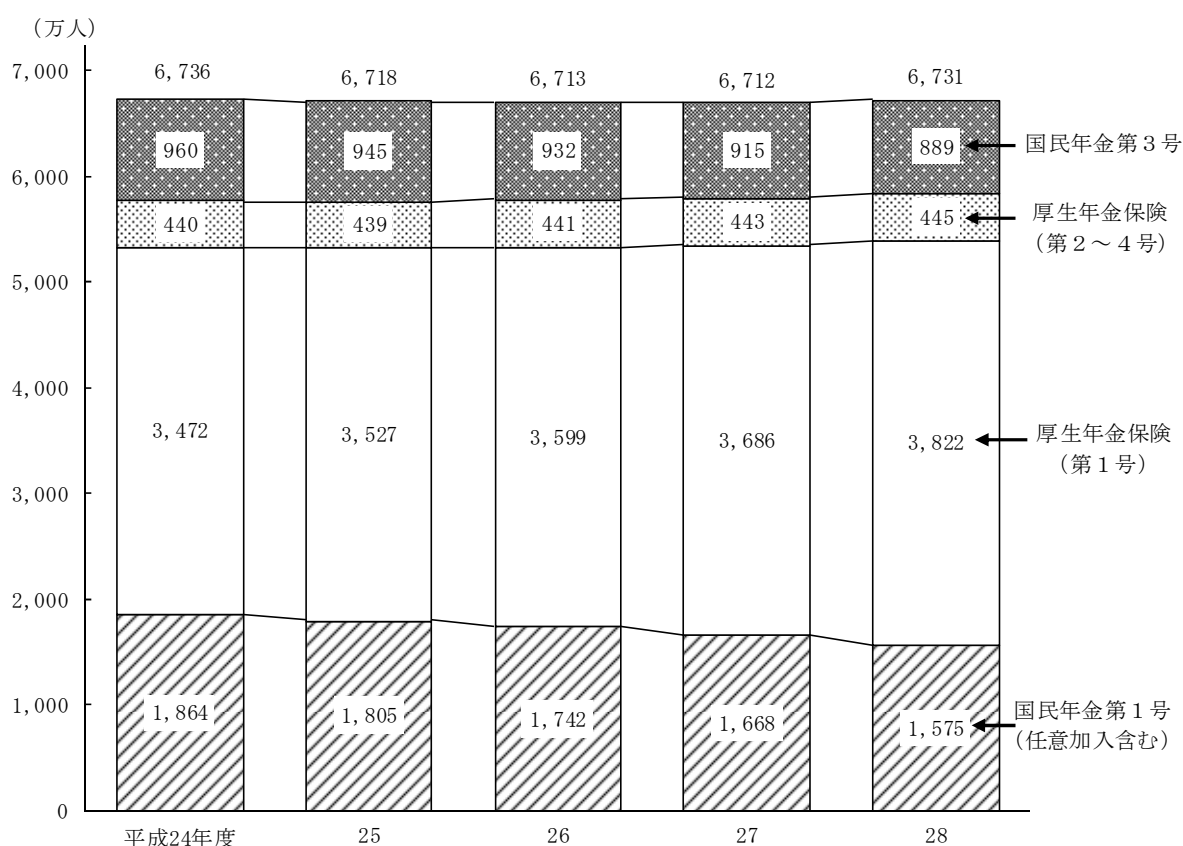
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金被保険者数は、平成28年度末現在で6,731万人となっており、前年度末に比べて19万人(0.3%)増加している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、平成28年度末現在で1,575万人となっており、前年度末に比べて93万人(5.5%)減少している。
- 厚生年金被保険者数(第1～4号)は、平成28年度末現在で4,266万人(うち第1号3,822万人、第2～4号445万人)となっており、前年度末に比べて138万人(3.3%)増加している。
- 国民年金の第3号被保険者数は、平成28年度末現在で889万人となっており、前年度末に比べて26万人(2.9%)減少している。

注. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

図1 公的年金被保険者数の推移(年度末現在)



- 注1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
- 注2. 厚生年金保険(第2～4号)の被保険者は、平成26年度以前は共済組合の組合員、平成27年度以降は第2～4号厚生年金被保険者を計上している。

- 公的年金被保険者数を男女別にみると、男子は3,500万人となっており、前年度末に比べて17万人(0.5%)増加している。また、女子は3,231万人となっており、前年度末に比べて2万人(0.1%)増加している。

表1 男女別公的年金被保険者数

(平成28年度末現在、単位：万人)

	総数	国民年金 第1号 被保険者	厚生年金被保険者 (国民年金第2号被保険者等)		国民年金 第3号 被保険者	
			厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2～4号)		
総数	6,731	1,575	4,266	3,822	445	889
男子	3,500	816	2,673	2,398	275	11
女子	3,231	759	1,594	1,424	170	878

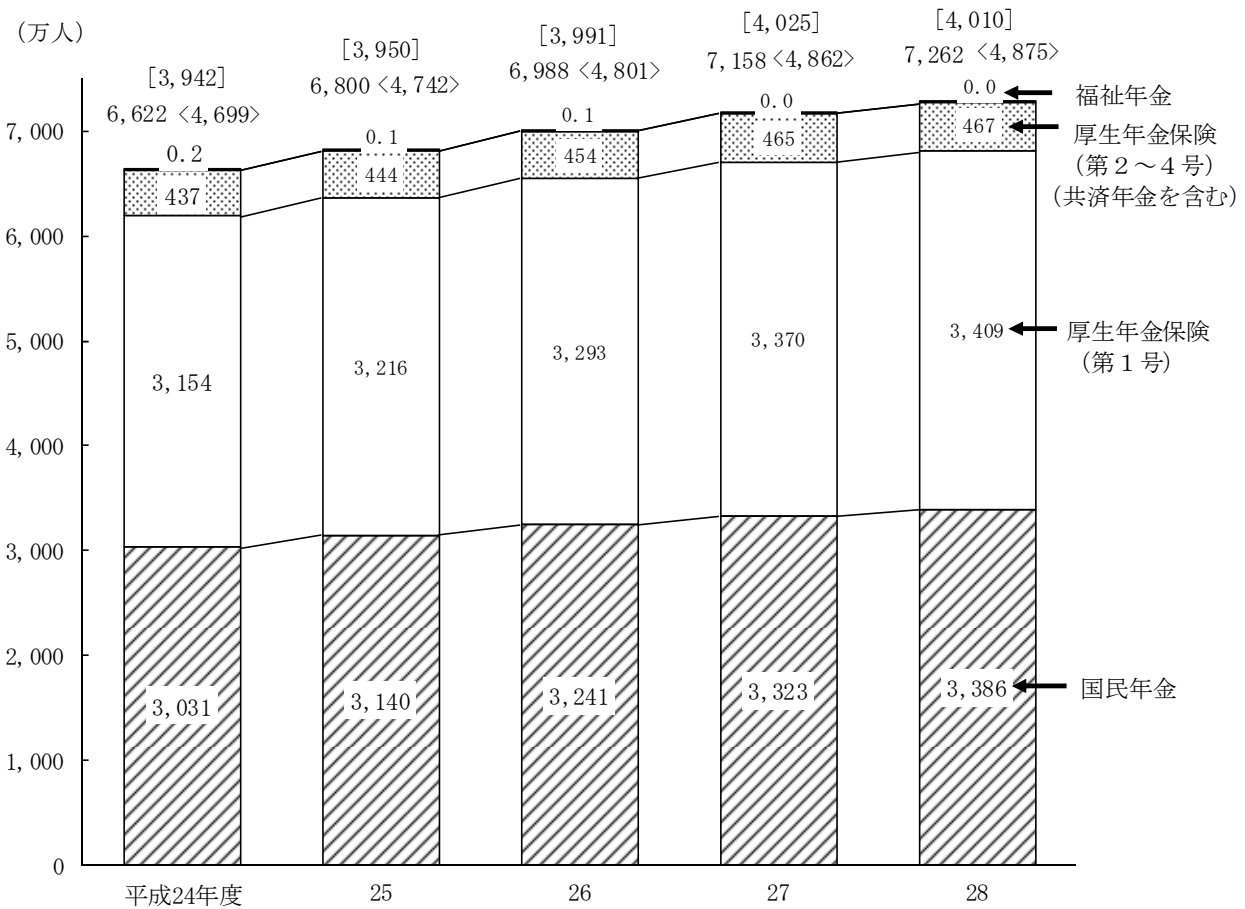
注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

注2. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成 28 年度末現在で 7,262 万人となっており、前年度末に比べて 104 万人（1.5%）増加している。
 - 重複のない公的年金の実受給権者数は、平成 28 年度末現在で 4,010 万人であり、前年度末に比べて 15 万人（0.4%）減少している。これには、男子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が 62 歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。
- 注. 受給者数とは、受給権者数から全額支給停止者数を除いたものである。

図 2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注 1. < >内は厚生年金保険（第 1 号）と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

2. []内は重複のない実受給権者数である。

3. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

- 公的年金受給者の年金総額は、平成 28 年度末現在で 54 兆 8 千億円となっており、前年度末に比べて 3 千億円 (0.5%) 増加している。

表 2 公的年金受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	国民年金	厚生年金保険 (共済年金を含む)			福祉年金
			厚生年金保険 (第 1 号)		厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)	
			厚生年金保険 (第 1 号)	厚生年金保険 (第 2～4 号) (共済年金を含む)		
平成24年度	532,397	199,912	332,477	263,902	68,575	8
25	528,436	206,546	321,886	256,672	65,214	5
26	534,031	213,040	320,988	255,993	64,994	3
27	545,504	221,751	323,751	258,123	65,628	2
28	548,355	227,156	321,198	257,008	64,190	1

- 注 1. 受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。
2. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
3. 厚生年金保険（第 2～4 号）の受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
4. 厚生年金保険（第 2～4 号）の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報は含まない。

(1) 適用状況

- 平成 28 年度末現在の適用事業所数は、210 万 9 千か所であり、前年度末に比べて 13 万 5 千か所 (6.8%) 増加している。
- 被保険者数は、平成 28 年度末現在で 3,822 万人となっており、前年度末に比べて 135 万人 (3.7%) 増加している。男女別にみると、男子は 2,398 万人 (対前年度末比 60 万人、2.6%増)、女子は 1,424 万人 (対前年度末比 75 万人、5.6%増) となっている。
- 短時間労働者数は、平成 28 年度末現在で 29 万人となっている。男女別にみると、男子は 9 万人、女子は 20 万人となっている。
- 育児休業等期間中 (平成 26 年度以降は産前産後休業期間を含む) の保険料免除者数は、平成 28 年度末現在で 36 万人であり、前年度末に比べて 2 万人 (6.9%) 増加している。男女別にみると、男子は 3 千人 (対前年度末比 1 千人、25.9%増)、女子は 35 万人 (対前年度末比 2 万人、6.8%増) となっている。

表 3 厚生年金保険 (第 1 号) 適用状況の推移

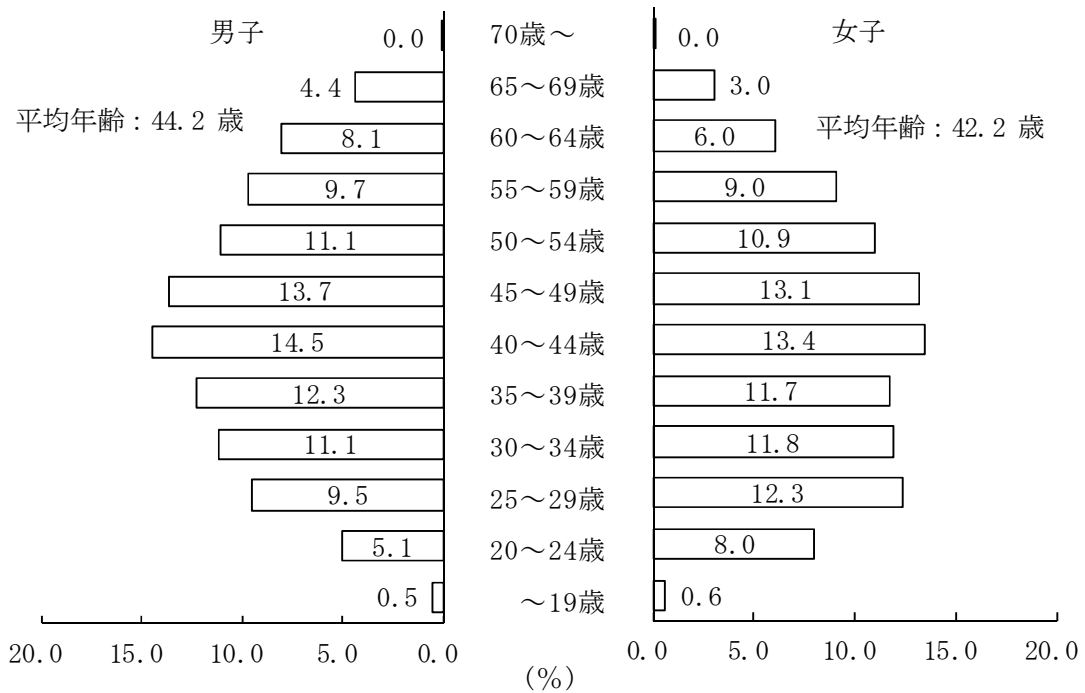
(年度末現在)

	事業所数 (千か所)	(再掲) 短時間 労働者 (千か所)	被保険者数 (万人)			(再掲) 短時間労働者数 (万人)			(再掲) 育児休業等保険料免除者数 (万人)			
			総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	総 数	男 子	女 子	
平成24年度	1,758	・	3,472	2,228	1,244	・	・	・	21	0.1	21	
25	1,801	・	3,527	2,257	1,271	・	・	・	23	0.1	23	
26	1,867	・	3,599	2,293	1,306	・	・	・	30	0.2	30	
27	1,975	・	3,686	2,338	1,349	・	・	・	33	0.2	33	
28	2,109	27	3,822	2,398	1,424	29	9	20	36	0.3	35	
伸 び 率 (%)	平成24年度	0.8	・	0.6	0.2	1.3	・	・	・	8.6	2.5	8.6
	25	2.4	・	1.6	1.3	2.2	・	・	・	9.3	19.3	9.2
	26	3.7	・	2.0	1.6	2.8	・	・	・	28.8	36.3	28.7
	27	5.8	・	2.4	2.0	3.3	・	・	・	10.2	33.8	10.1
	28	6.8	・	3.7	2.6	5.6	・	・	・	6.9	25.9	6.8

- 注 1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 被保険者数及び育児休業等保険料免除者数の男子には船員・坑内員を含む。
 3. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
 4. 育児休業等保険料免除者数には、平成 26 年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

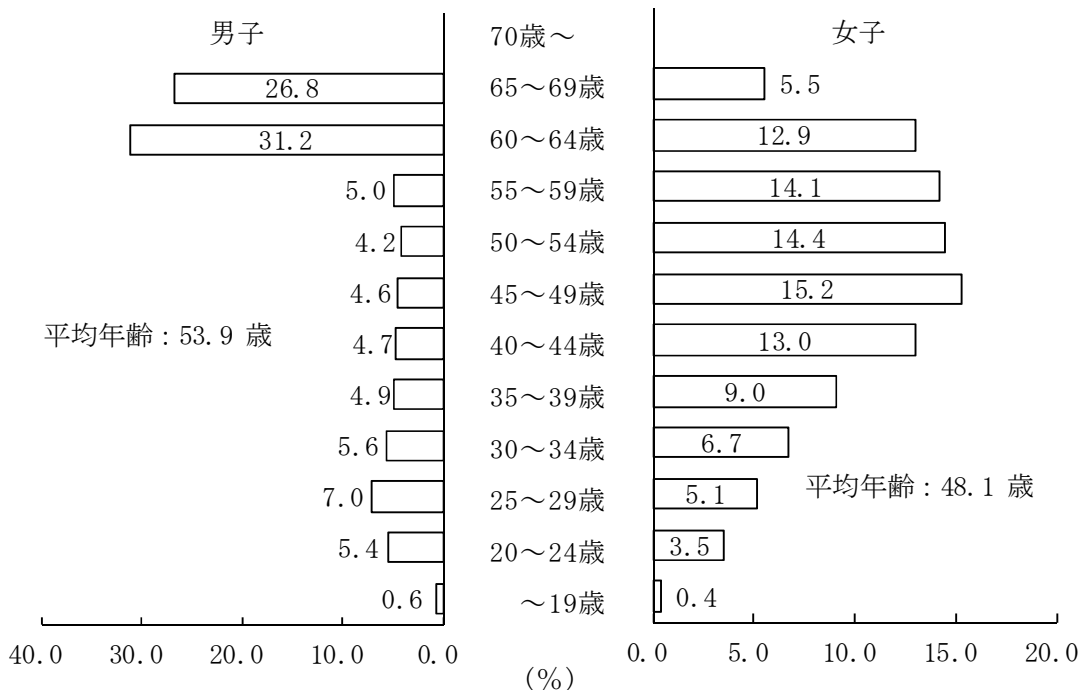
- 平成 28 年度末現在の被保険者の年齢構成は、男女共に 40～44 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 44.2 歳、女子は 42.2 歳となっている。

図 3 厚生年金保険（第 1 号）被保険者の年齢構成（平成 28 年度末）



- 平成 28 年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は 60～64 歳、65 歳～69 歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は 45～49 歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は 53.9 歳、女子は 48.1 歳となっている。

図 4 厚生年金保険（第 1 号）短時間労働者の年齢構成（平成 28 年度末）



- 標準報酬月額平均は、平成28年度末現在で30万8千円(男子は35万円、女子は23万7千円)であり、前年度末に比べて0.3%減少している。平成28年度の年度平均についても、30万8千円(男子は34万9千円、女子は23万7千円)と、前年度に比べて0.0%減少している。
- 短時間労働者の標準報酬月額平均は、平成28年度末現在で12万7千円(男子は14万円、女子は12万1千円)である。平成28年度の年度平均は、12万6千円(男子は13万9千円、女子は12万円)である。
- 標準賞与額の1回当たりの平均は、平成28年度で44万円(男子は51万4千円、女子は30万4千円)であり、前年度に比べて0.1%減少している。
- 一人当たり標準報酬額(総報酬ベース・年額)は、平成28年度で437万5千円(男子は501万2千円、女子は329万2千円)であり、前年度に比べて0.1%減少している。

表4 厚生年金保険(第1号)の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)						標準報酬月額の平均 (年度平均)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成24年度	306,131	347,494	232,046	・	・	・	304,848	346,040	231,106	・	・	・
	25	306,282	347,276	233,482	・	・	・	305,408	346,418	232,675	・	・	・
	26	308,382	349,735	235,763	・	・	・	306,897	348,043	234,554	・	・	・
	27	308,938	350,114	237,574	・	・	・	308,007	349,144	236,552	・	・	・
	28	308,133	350,093	237,462	126,946	139,893	121,494	307,896	349,362	237,428	126,062	139,346	120,362
伸び率 (%)	平成24年度	0.5	0.5	0.9	・	・	・	0.2	0.2	0.5	・	・	・
	25	0.0	△ 0.1	0.6	・	・	・	0.2	0.1	0.7	・	・	・
	26	0.7	0.7	1.0	・	・	・	0.5	0.5	0.8	・	・	・
	27	0.2	0.1	0.8	・	・	・	0.4	0.3	0.9	・	・	・
	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	・	・	・	△ 0.0	0.1	0.4	・	・	・

		標準賞与額1回当たりの平均						一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)					
					(再掲)短時間労働者						(再掲)短時間労働者		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成24年度	426,139	494,874	292,712	・	・	・	4,313,699	4,935,571	3,200,433	・	・	・
	25	428,046	496,257	295,951	・	・	・	4,326,485	4,948,041	3,224,130	・	・	・
	26	435,820	506,140	299,803	・	・	・	4,361,575	4,991,749	3,253,588	・	・	・
	27	440,856	513,382	303,238	・	・	・	4,381,148	5,012,923	3,283,744	・	・	・
	28	440,335	513,525	304,003	…	…	…	4,375,042	5,012,331	3,292,015	…	…	…
伸び率 (%)	平成24年度	△ 0.6	△ 0.9	0.5	・	・	・	0.0	△ 0.0	0.4	・	・	・
	25	0.4	0.3	1.1	・	・	・	0.3	0.3	0.7	・	・	・
	26	1.8	2.0	1.3	・	・	・	0.8	0.9	0.9	・	・	・
	27	1.2	1.4	1.1	・	・	・	0.4	0.4	0.9	・	・	・
	28	△ 0.1	0.0	0.3	・	・	・	△ 0.1	△ 0.0	0.3	・	・	・

- 注1. 男子には船員・坑内員を含む。
- 注2. 短時間労働者数の男子には坑内員を含む。
- 注3. 標準報酬月額平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。
- 注4. 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。
- 注5. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成 28 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給者数は、前年度末に比べて 39 万人（1.2%）増加し、3,409 万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は 1,496 万人となっている。

表 5 厚生年金保険（第 1 号）受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成24年度	3,154	1,425	1,187	39	503
25	3,216	1,435	1,229	40	513
26	3,293	1,458	1,271	40	523
27	3,370	1,486	1,311	41	532
28	3,409	1,496	1,330	42	541

注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第 1 号）受給者の平均年金月額、平成 28 年度末現在で、老齢年金は 14 万 8 千円となっている。

表 6 厚生年金保険（第 1 号）受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成24年度	151,374	162,138	76,790	56,701	104,850	87,259
25	148,409	158,688	77,934	57,334	103,175	85,913
26	147,513	156,245	77,556	58,075	101,906	84,831
27	147,872	156,904	75,632	59,013	102,630	85,200
28	147,927	155,341	73,805	59,837	102,398	84,694

注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

- 平成 28 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給権者数は、前年度末に比べて 26 万人（0.7%）増加し、3,626 万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は 1,569 万人となっている。

表 7 厚生年金保険（第 1 号）受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総 数	（年度末現在、単位：万人）			
		老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成24年度	3,405	1,523	1,286	56	539
25	3,456	1,523	1,326	57	549
26	3,526	1,542	1,366	58	559
27	3,600	1,568	1,404	59	568
28	3,626	1,569	1,420	60	576

注 1. 厚生年金保険（第 1 号）の受給権者は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 厚生年金保険（第 1 号）受給権者の平均年金月額、平成 28 年度末現在で、老齢年金は 14 万 6 千円となっている。

表 8 厚生年金保険（第 1 号）受給権者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成24年度	148,422	160,201	81,377	56,063	99,542	84,712
25	145,596	156,786	81,504	56,654	97,936	83,474
26	144,886	154,530	81,229	57,380	96,659	82,488
27	145,305	155,375	79,505	58,285	97,222	82,907
28	145,638	153,951	77,528	59,100	97,039	82,477

注 1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。

2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。

3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。

4. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

- 平成 28 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、前年度末に比べて 1,115 億円（0.4%）減少し、25 兆 7,008 億円となっている。

表 9 厚生年金保険（第 1 号）受給者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	合計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成24年度	263,902	185,469	23,919	2,996	51,518
25	256,672	178,137	23,718	2,976	51,841
26	255,993	176,908	23,890	2,966	52,229
27	258,123	177,774	23,919	3,003	53,427
28	257,008	175,946	24,018	3,020	54,024

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成 28 年度末現在の厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 2,328 億円（0.9%）減少し、26 兆 8,132 億円となっている。

表 10 厚生年金保険（第 1 号）受給権者年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	合計	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成24年度	279,061	195,817	25,703	4,505	53,035
25	269,809	186,575	25,430	4,472	53,332
26	268,547	184,810	25,559	4,463	53,717
27	270,460	185,463	25,546	4,527	54,923
28	268,132	182,442	25,615	4,552	55,523

- 注 1. 厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額は、平成 26 年度以前は厚生年金の受給権者の年金総額を計上している。平成 27 年度以降は、厚生年金保険（第 1 号）受給権者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金（長期要件）については、平成 27 年 9 月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成 27 年 10 月以降の第 1 号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成 27 年 10 月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金（短期要件）については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）を含めて算出した年金総額を計上している。
2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のもは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
3. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 平成 28 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は、29 万 3 千人であり、前年度に比べて 31 万 5 千人（51.8%）減少している。
- 平成 28 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額は、7 万 7 千円である。
- 平成 28 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は、20 万 8 千人であり、前年度に比べて 23 万 2 千人（52.8%）減少している。
- 平成 28 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額は、7 万 4 千円である。

表 11 厚生年金保険（第 1 号） 老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況の推移

(単位：万人、円)

	受給権者		受給者	
	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成24年度	74.1	85,438	50.0	77,082
25	35.4	78,534	25.6	72,716
26	55.4	84,202	41.1	80,792
27	60.9	85,923	44.0	82,081
28	29.3	77,180	20.8	73,593

注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額水準には、平成24年度は63歳までと64歳以降で、平成25年度以降は64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成25年度から平成27年度の60歳と、平成28年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれているため、平均年金月額が高くなっている。

表12 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（男子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	35.7	48.0	52.9	60.1	63.0	781.5
25	1.0	45.1	49.2	53.7	60.9	820.1
26	0.7	33.1	46.1	49.9	54.3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46.7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	96,584	97,799	98,993	104,269	170,662	187,290
25	131,754	96,735	97,759	101,710	105,755	183,155
26	129,823	95,763	96,934	100,666	103,330	179,578
27	124,261	94,399	97,433	101,255	103,727	178,928
28	121,853	120,670	92,332	100,742	103,399	176,655

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成24年度から平成26年度は62歳までと63歳以降で、平成27年度以降は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られる。

表13 厚生年金保険（第1号） 老齢年金受給権者状況の推移（女子）

（年度末現在）

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	13.7	18.9	20.9	23.7	24.7	380.1
25	12.2	17.2	19.4	21.5	24.0	398.7
26	10.9	15.2	17.5	19.8	21.8	416.5
27	10.1	14.2	15.6	17.8	20.1	432.3
28	9.2	12.7	15.4	15.9	18.2	447.6

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成24年度	48,864	48,277	47,940	98,151	94,982	110,655
25	49,532	49,541	48,210	96,204	94,958	109,314
26	50,360	50,323	49,672	96,204	95,180	108,384
27	52,169	51,061	51,214	50,771	96,922	109,180
28	53,381	53,326	49,449	51,952	97,761	108,964

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

- 平成 28 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は、364 万人となっており、前年度末に比べて 9 万人（2.5%）の増加となっている。
- 平成 28 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給者数は、320 万人となっており、前年度末に比べて 16 万人（5.4%）の増加となっている。

表14 在職者にかかる厚生年金保険（第1号）老齢給付状況の推移

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成24年度	324.5 (119.2)	229.3 (84.7)	95.2 (34.5)	262.7 (117.8)	180.2 (84.2)	82.5 (33.6)
25	316.5 (136.2)	216.2 (96.5)	100.3 (39.7)	263.0 (134.8)	175.5 (96.1)	87.5 (38.8)
26	327.0 (156.0)	221.2 (110.7)	105.8 (45.3)	275.9 (154.6)	183.0 (110.1)	92.9 (44.5)
27	355.2 (179.6)	239.7 (127.5)	115.5 (52.0)	303.4 (178.0)	202.2 (126.9)	101.2 (51.1)
28	364.1 (204.0)	235.8 (144.3)	128.3 (59.7)	319.8 (202.6)	206.8 (143.8)	113.0 (58.8)

- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 ② 適用事業所に使用される 70 歳以上の者（平成 26 年度以前は、昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る）
 ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員（平成 27 年度以降に限る）
 である老齢給付の受給権者及び受給者である。
2. () 内の数値は、65 歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済組合を除く）である。ただし、平成 26 年度以前は、昭和 12 年 4 月 2 日以降生まれの者に限る。

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況 (第1号被保険者及び第3号被保険者)

- 平成28年度末現在の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む)は、1,575万人となっており、前年度末に比べて93万人(5.5%)減少している。男女別にみると、男子は816万人(対前年度末比43万人、5.0%減)、女子は759万人(対前年度末比50万人、6.2%減)となっている。
- 平成28年度末現在の第3号被保険者数は、889万人となっており、前年度末に比べて26万人(2.9%)減少している。男女別にみると、男子は11万人(対前年度末比1千人、0.5%増)、女子は878万人(対前年度末比26万人、2.9%減)となっている。

表15 国民年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	第1号被保険者 (任意加入被保険者を含む)							第3号被保険者		
				(再掲) 任意加入被保険者						
	総数	男子	女子	総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上	総数	男子	女子
平成24年度	1,864	956	907	29	5	24	1	960	11	949
25	1,805	928	878	27	5	21	1	945	11	934
26	1,742	896	846	24	5	19	1	932	11	921
27	1,668	859	809	23	5	18	1	915	11	904
28	1,575	816	759	21	5	16	1	889	11	878

- 平成28年度末現在の全額免除者数は583万人、全額免除割合は37.5%となっている。
- 平成28年度末現在の申請一部免除者数は43万人、申請一部免除割合は2.8%となっている。

表16 国民年金 保険料全額免除者数及び一部免除者数の推移

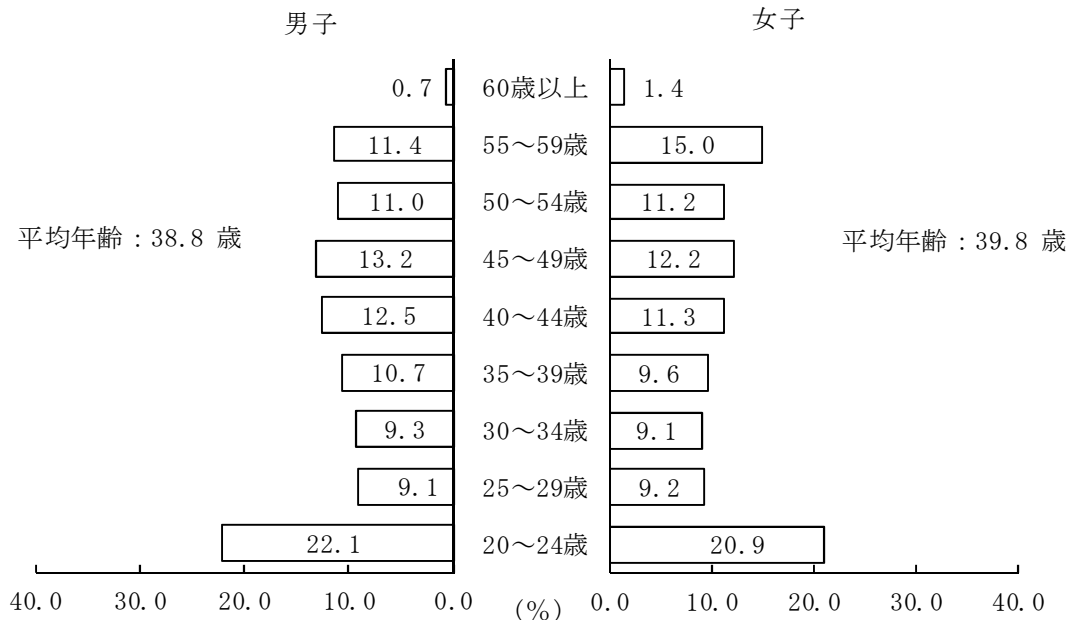
(年度末現在、単位：万人)

	全額免除者						申請一部免除者				
	総数	全額免除割合(%)	法定免除	申請免除(全額)	学生納付特例	納付猶予	総数	申請一部免除割合(%)	3/4免除	半額免除	1/4免除
平成24年度	587	(32.0)	134	239	172	42	48	(2.6)	26	15	7
25	606	(34.1)	134	249	176	46	59	(3.3)	30	19	9
26	602	(35.1)	134	245	178	44	61	(3.6)	31	20	10
27	576	(35.0)	135	230	172	40	47	(2.9)	25	15	7
28	583	(37.5)	135	221	176	51	43	(2.8)	22	14	7

- 注1. 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」とは、全額免除者数及び申請一部免除者数が、それぞれ第1号被保険者数(任意加入被保険者を除く)に占める割合(%)である。
2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度は50歳未満の者が対象である。

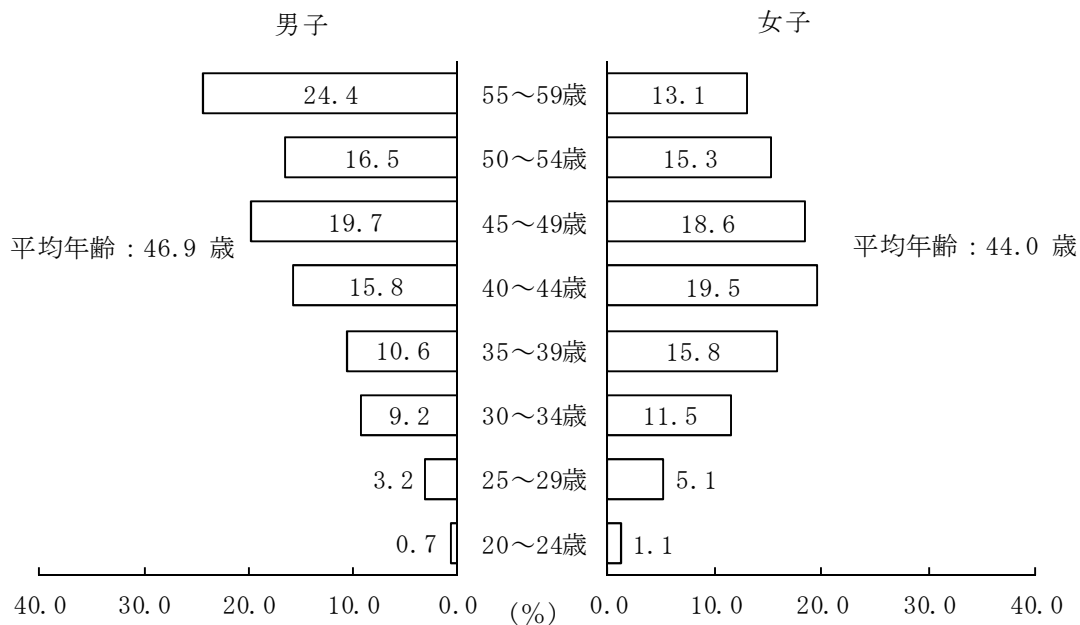
- 平成 28 年度末現在の被保険者の年齢構成は、第 1 号被保険者（任意加入被保険者を含む）では、男女共に 20～24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 45～49 歳、女子は 55～59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55～59 歳、女子は 40～44 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.8 歳、女子は 39.8 歳となっている。

図 5 国民年金第 1 号被保険者の年齢構成（平成28年度末）



注. 「国民年金第 1 号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図 6 国民年金第 3 号被保険者の年齢構成（平成28年度末）



(2) 給付状況

- 平成 28 年度末現在の国民年金受給者数は、前年度末に比べて 63 万人 (1.9%) 増加し、3,386 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、950 万人となっている。

注. 「国民年金受給者」については、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 17 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成24年度	3,031 (1,047)	2,753 (800)	89 (89)	177 (153)	11 (5)
25	3,140 (1,023)	2,869 (784)	80 (80)	180 (155)	11 (4)
26	3,241 (999)	2,977 (767)	71 (71)	183 (157)	10 (4)
27	3,323 (975)	3,065 (749)	62 (62)	186 (159)	10 (4)
28	3,386 (950)	3,132 (730)	54 (54)	189 (162)	10 (4)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険 (第1号) (旧共済組合を除く) の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 28 年度末現在で 5 万 5 千円、平成 28 年度新規裁定者で 5 万 2 千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成 28 年度末現在で 5 万 1 千円となっている。

表 18 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢 年 金	新 規 裁 定	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成24年度	54,856 (49,987)	51,088 (55,061)	18,561 (18,561)	73,479 (73,759)	80,534 (66,858)
25	54,622 (49,958)	51,511 (55,401)	18,497 (18,497)	72,607 (72,890)	80,194 (66,894)
26	54,497 (50,040)	51,063 (55,108)	18,485 (18,485)	71,995 (72,265)	80,404 (68,378)
27	55,244 (50,927)	51,891 (56,064)	18,777 (18,777)	72,565 (72,835)	81,832 (70,882)
28	55,464 (51,329)	52,337 (56,582)	18,880 (18,880)	72,453 (72,721)	82,404 (72,579)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険 (第1号) (旧共済組合を除く) の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 28 年度末現在の国民年金受給権者数は、前年度末に比べて 64 万人（1.9%）増加し、3,447 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、972 万人となっている。

表 19 国民年金 受給権者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成24年度	3,085 (1,069)	2,778 (807)	90 (90)	190 (163)	27 (10)
25	3,196 (1,045)	2,897 (790)	80 (80)	193 (166)	26 (9)
26	3,300 (1,021)	3,007 (774)	71 (71)	196 (168)	26 (9)
27	3,383 (997)	3,096 (756)	62 (62)	199 (170)	25 (9)
28	3,447 (972)	3,166 (737)	54 (54)	202 (172)	25 (9)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 28 年度末現在で 5 万 5 千円、平成 28 年度新規裁定者で 5 万 2 千円となっている。また、基礎のみ・旧国年の受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 28 年度末現在で 5 万 1 千円となっている。

表 20 国民年金 受給権者の平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		新規裁定			
平成24年度	54,783 (49,904)	51,082 (55,047)	18,555 (18,555)	73,166 (73,485)	61,736 (55,382)
25	54,544 (49,869)	51,493 (55,378)	18,490 (18,490)	72,302 (72,620)	61,363 (55,256)
26	54,414 (49,944)	51,033 (55,072)	18,477 (18,477)	71,691 (71,996)	61,346 (55,851)
27	55,157 (50,826)	51,859 (56,018)	18,768 (18,768)	72,263 (72,566)	62,273 (57,370)
28	55,373 (51,221)	52,336 (56,575)	18,869 (18,869)	72,159 (72,459)	62,568 (58,266)

注. ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 平成 28 年度末現在の国民年金受給者の年金総額は、前年度末に比べて 5,405 億円 (2.4%) 増加し、22 兆 7,156 億円となっている。

表 21 国民年金 受給者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成24年度	199,912	181,205	1,988	15,630	1,089
25	206,546	188,050	1,774	15,686	1,036
26	213,040	194,669	1,574	15,786	1,012
27	221,751	203,158	1,403	16,180	1,010
28	227,156	208,481	1,224	16,454	997

- 平成 28 年度末現在の国民年金受給権者の年金総額は、前年度末に比べて 5,465 億円 (2.4%) 増加し、23 兆 966 億円となっている。

表 22 国民年金 受給権者の年金総額の推移

(年度末現在、単位：億円)

	総 数	老 齢 年 金	通 算 老 齢 年 金	障 害 年 金	遺 族 年 金
平成24年度	203,362	182,635	1,993	16,703	2,030
25	210,072	189,603	1,779	16,752	1,938
26	216,663	196,342	1,578	16,853	1,890
27	225,500	204,948	1,407	17,264	1,881
28	230,966	210,352	1,227	17,533	1,853

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 28 年度末現在で 3,056 万人となっており、平均年金月額が 5 万 6 千円となっている。

表23 老齢基礎年金 受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成24年度	2,612	55,637	394	42,051	2,184	57,716	33	79,892
25	2,746	55,265	397	42,134	2,315	57,165	35	78,644
26	2,871	55,026	398	42,159	2,437	56,792	36	77,624
27	2,974	55,688	397	42,820	2,539	57,369	38	77,777
28	3,056	55,831	393	43,067	2,623	57,416	40	77,270

- 基礎のみ・旧国年（5 年年金を除く）の受給権者は、老齢年金の繰上げ受給率が、平成 28 年度末現在で 34.1%となっており、年々低下している。

また、平成 28 年度新規裁定者の繰上げ受給率は、9.2%となっている。

表 24 国民年金 老齢年金の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位：人、%)

	総数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成24年度	8,044,326	3,231,089	40.2	4,711,412	58.6	101,825	1.3
25	7,885,684	3,043,973	38.6	4,739,546	60.1	102,165	1.3
26	7,719,510	2,860,808	37.1	4,756,431	61.6	102,271	1.3
27	7,541,403	2,681,201	35.6	4,757,150	63.1	103,052	1.4
28	7,351,368	2,507,158	34.1	4,740,044	64.5	104,166	1.4

(新規裁定、単位：人、%)

	総数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成24年度	258,228	47,790	18.5	207,340	80.3	3,098	1.2
25	227,979	32,911	14.4	191,783	84.1	3,285	1.4
26	206,266	25,491	12.4	177,623	86.1	3,152	1.5
27	184,589	20,114	10.9	160,819	87.1	3,656	2.0
28	163,317	14,986	9.2	143,991	88.2	4,340	2.7

注1. 基礎のみ・旧国年（5 年年金を除く）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険（第1号）（旧共済組合を除く）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5 年年金を除く）受給権者総数に占める割合である。

(参考資料1)

都道府県別老齢年金受給者数及び平均年金月額

(平成28年度末現在)

都道府県	厚生年金保険(第1号)		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
全 国	14,963,551	147,927	31,323,934	55,464
北海道	599,922	138,278	1,428,646	54,551
青森県	131,972	123,911	374,151	52,229
岩手県	159,199	126,212	371,849	55,673
宮城県	259,991	140,839	567,559	54,614
秋田県	139,876	123,077	333,773	54,087
山形県	160,594	124,562	338,410	55,613
福島県	253,841	129,723	523,906	54,938
茨城県	324,850	148,705	738,134	54,631
栃木県	231,644	143,155	497,918	54,806
群馬県	241,417	143,188	519,700	56,190
埼玉県	795,133	158,903	1,671,458	54,849
千葉県	684,073	163,425	1,487,390	55,201
東京都	1,217,213	162,086	2,677,720	54,508
神奈川県	985,762	169,006	1,996,052	55,497
新潟県	351,063	132,454	653,872	57,171
富山県	183,462	139,363	306,022	59,122
石川県	163,571	137,518	298,171	58,175
福井県	128,229	134,793	210,789	58,336
山梨県	94,104	139,770	226,689	54,441
長野県	320,087	138,836	598,157	58,008
岐阜県	261,213	145,871	542,749	57,323
静岡県	529,720	146,741	988,102	57,137
愛知県	852,809	156,768	1,677,741	56,161
三重県	241,893	147,341	478,854	57,623
滋賀県	176,620	151,303	332,255	57,241
京都府	300,807	150,552	650,724	54,597
大阪府	965,742	154,678	2,028,933	53,594
兵庫県	669,910	157,755	1,373,028	55,443
奈良県	158,434	162,701	371,913	54,926
和歌山県	110,231	144,487	280,479	53,552
鳥取県	87,425	127,645	158,185	57,656
島根県	112,512	128,673	209,271	58,221
岡山県	285,211	141,359	510,211	58,327
広島県	395,438	147,151	724,428	57,562
山口県	215,131	145,181	419,639	57,607
徳島県	104,867	128,211	213,169	54,786
香川県	147,532	139,375	272,657	58,445
愛媛県	184,973	135,957	399,071	55,921
高知県	98,234	128,461	218,688	54,269
福岡県	599,033	141,944	1,188,847	54,688
佐賀県	102,739	128,701	219,327	57,157
長崎県	162,428	134,422	379,641	54,428
熊本県	206,057	126,894	481,932	55,742
大分県	148,591	131,824	329,470	54,360
宮崎県	134,034	123,561	305,066	55,778
鹿児島県	188,162	127,289	450,784	55,852
沖縄県	86,225	126,462	266,900	52,250
その他	11,577	130,194	31,504	29,191

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険(第1号)の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(参考資料2)

65歳未満の厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの受給権者が含まれていること、また、65歳未満の国民年金の受給権者は、繰り上げ支給を選択した者であることに留意が必要である。

年齢別老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成28年度末現在)

年 齢	厚生年金保険（第1号）		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	15,687,976	145,638	31,656,772	55,373
6 0	97,921	57,599	24,024	38,990
6 1	139,778	59,419	47,653	39,595
6 2	568,023	80,707	79,440	40,916
6 3	583,296	87,406	104,069	40,037
6 4	655,036	101,834	135,763	40,339
小 計	2,044,054	86,826	390,949	40,202
6 5	770,643	145,557	1,462,033	56,699
6 6	844,642	147,795	1,733,010	56,680
6 7	884,244	150,484	1,919,656	56,618
6 8	904,687	148,937	1,967,450	56,633
6 9	923,189	147,156	2,013,230	56,489
小 計	4,327,405	148,048	9,095,379	56,618
7 0	735,123	147,329	1,560,488	56,412
7 1	514,712	148,807	1,093,572	56,003
7 2	632,965	148,866	1,368,658	55,984
7 3	694,823	150,326	1,517,204	55,660
7 4	651,655	152,417	1,430,270	55,463
小 計	3,229,278	149,537	6,970,192	55,905
7 5	664,278	154,497	1,480,646	55,312
7 6	587,246	157,057	1,344,710	56,984
7 7	505,741	158,680	1,171,006	56,801
7 8	454,862	160,577	1,062,060	56,656
7 9	491,646	161,205	1,177,872	56,680
小 計	2,703,773	158,078	6,236,294	56,439
8 0	443,752	162,430	1,098,039	56,317
8 1	426,772	163,651	1,083,814	56,185
8 2	365,579	164,065	969,336	55,956
8 3	326,452	163,623	894,526	55,570
8 4	307,337	164,713	873,610	55,084
小 計	1,869,892	163,612	4,919,325	55,862
8 5	260,829	166,219	766,042	54,532
8 6	236,088	169,039	650,250	54,587
8 7	198,423	170,517	555,845	53,767
8 8	175,091	169,834	501,535	52,732
8 9	143,289	170,665	418,639	51,799
小 計	1,013,720	168,970	2,892,311	53,690
9 0歳以上	499,854	158,237	1,152,322	43,849

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険（第1号）の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

3. 国民年金については、旧法国民年金老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険（第1号）の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていることに留意が必要である。

厚生年金保険（第1号） 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

（平成28年度末現在）

年金月額	総数		
	男子	女子	合計
合計	10,497,777	5,190,199	15,687,976
万円以上 万円未満			
～ 1	19,076	8,323	27,399
1 ～ 2	3,630	6,629	10,259
2 ～ 3	5,030	88,073	93,103
3 ～ 4	24,654	123,057	147,711
4 ～ 5	61,066	94,394	155,460
5 ～ 6	98,181	106,822	205,003
6 ～ 7	152,928	229,815	382,743
7 ～ 8	212,432	466,166	678,598
8 ～ 9	248,296	716,012	964,308
9 ～ 10	300,771	822,998	1,123,769
10 ～ 11	377,602	711,154	1,088,756
11 ～ 12	451,212	525,543	976,755
12 ～ 13	513,755	368,536	882,291
13 ～ 14	572,579	261,067	833,646
14 ～ 15	628,475	190,130	818,605
15 ～ 16	697,275	138,493	835,768
16 ～ 17	780,559	100,538	881,097
17 ～ 18	850,481	71,065	921,546
18 ～ 19	866,556	50,100	916,656
19 ～ 20	841,534	37,929	879,463
20 ～ 21	756,744	25,554	782,298
21 ～ 22	621,225	18,117	639,342
22 ～ 23	461,165	12,238	473,403
23 ～ 24	329,951	7,781	337,732
24 ～ 25	229,809	4,500	234,309
25 ～ 26	153,126	2,609	155,735
26 ～ 27	100,733	1,220	101,953
27 ～ 28	63,504	556	64,060
28 ～ 29	34,535	217	34,752
29 ～ 30	17,076	147	17,223
30 ～	23,817	416	24,233
平均年金月額（円）	166,863	102,708	145,638

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

(参考資料4)

厚生年金保険（第1号）における離婚等に伴う年金分割の状況

離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移

	総数（件）	【参考】	
		離婚分割	3号分割のみ
平成24年度	19,361	18,252	1,109
25	21,519	19,663	1,856
26	22,468	19,980	2,488
27	27,149	23,448	3,701
28	26,682	21,946	4,736

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」（厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室）による年度累計である。

離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	第1号改定者				第2号改定者			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成24年度	3,486	141,503	110,967	△ 30,536	2,432	48,241	79,595	31,354
25	3,524	141,176	110,733	△ 30,444	2,619	49,833	80,856	31,022
26	3,201	139,424	109,785	△ 29,640	2,515	51,528	82,622	31,094
27	3,119	136,995	111,329	△ 25,666	2,496	54,819	81,647	26,828
28	3,038	140,123	109,620	△ 30,503	2,604	48,546	80,513	31,967

- 注1. 第1号改定者とは、納付記録の分割をした者のことをいい、第2号改定者とは、納付記録の分割を受けた者のことをいう。
2. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る改定額を含む。

3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

	男子				女子			
	件数（人）	平均年金月額（円）			件数（人）	平均年金月額（円）		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成24年度	53	115,413	112,690	△ 2,723	24	10,756	13,099	2,343
25	65	103,490	99,090	△ 4,401	37	20,321	23,038	2,717
26	86	113,849	108,514	△ 5,335	58	24,631	28,272	3,641
27	140	113,919	111,546	△ 2,374	91	30,721	33,727	3,006
28	148	125,020	120,415	△ 4,605	101	28,651	33,845	5,194

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(参考資料5)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成28年度末現在)

年金月額	総数					
				(再掲)基礎のみ・旧国年(5年年金除く)		
	計	男子	女子	計	男子	女子
合計	人 31,656,772	人 13,836,191	人 17,820,581	人 7,351,368	人 1,746,526	人 5,604,842
万円以上						
万円未満						
～ 1	88,440	12,903	75,537	42,297	1,670	40,627
1 ～ 2	320,098	61,904	258,194	128,810	11,814	116,996
2 ～ 3	1,038,662	222,700	815,962	414,470	47,117	367,353
3 ～ 4	3,283,070	744,568	2,538,502	1,462,230	226,086	1,236,144
4 ～ 5	4,601,417	1,304,383	3,297,034	1,222,507	260,395	962,112
5 ～ 6	7,034,486	2,853,852	4,180,634	1,448,596	333,111	1,115,485
6 ～ 7	13,606,925	8,279,963	5,326,962	2,126,607	765,200	1,361,407
7 ～	1,683,674	355,918	1,327,756	505,851	101,133	404,718
平均年金月額	円 55,373	円 58,806	円 52,708	円 51,257	円 55,729	円 49,863

注. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

例 言

厚生年金保険被保険者

厚生年金保険被保険者については、平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、厚生年金保険法第 2 条の 5 の規定に基づき、以下のように分類している。

①第 1 号厚生年金被保険者

第 2 号厚生年金被保険者、第 3 号厚生年金被保険者及び第 4 号厚生年金被保険者以外の厚生年金保険の被保険者をいう。

②第 2 号厚生年金被保険者

国家公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

③第 3 号厚生年金被保険者

地方公務員共済組合の組合員である厚生年金保険の被保険者をいう。

④第 4 号厚生年金被保険者

私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者をいう。

厚生年金保険（第 1 号）

この統計において、被保険者として使用する場合は、平成 26 年度以前は厚生年金保険被保険者を、平成 27 年度以降は第 1 号厚生年金被保険者をいう。

この統計において、受給（権）者として使用する場合は、厚生年金保険受給（権）者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間（平成 27 年 9 月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む）のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給（権）者及び短期要件分の遺族厚生年金受給（権）者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者をいう。

短時間労働者

1 週間の所定労働時間または 1 月間の所定労働日数が通常の労働者の 4 分の 3 未満であり、以下の要件を満たす厚生年金保険被保険者をいう。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること。
- ② 雇用期間が 1 年以上見込まれること。
- ③ 賃金の月額が 8.8 万円以上であること。
- ④ 学生でないこと。
- ⑤ 従業員数が 501 人以上の会社で働いていること。

新法・旧法

昭和 60 年に国民年金法等の一部が改正され、昭和 61 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、基礎年金制度などの新しい年金制度が導入された。この統計においては、昭和 60 年改正前の法律に基づくものを「旧法」、改正後の法律に基づくものを「新法」という。

新規裁定

当該年度中に新たに裁定され、年金受給権を得た者が対象であり、年金額については裁定された時点で決定された年金額（年額）となっている。

なお、特別支給の老齢厚生年金の受給権者が65歳に到達した日以降、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）を受給するようになった場合は、老齢基礎年金及び老齢厚生年金（本来支給もしくは繰下げ支給）ともに新規裁定には計上していない。

受給権者

年金を受ける権利を持っていて、本人の請求により裁定された者をいう。これには全額支給停止されている者も含む。

受給者

受給権者のうち、全額支給停止されていない者をいう。

年金総額

ある時点においてとらえた受給権者または受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）である。また、受給者の年金額には一部支給停止されている金額も含んでいる。

ただし、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給権者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げた者の年金額には、定額部分の停止額を含まない。

平均年金月額

年金総額を受給権者数または受給者数で除することにより平均年金額を求め、これを12で除した金額をいう。

厚生年金保険においては、特に断りがなければ、厚生年金基金代行分及び新法厚生年金保険と併給される基礎年金額が含まれている。

基礎または定額あり・基礎及び定額なし

新法の老齢厚生年金のうち、老齢基礎年金併給者または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者を「基礎または定額あり」といい、老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者を「基礎及び定額なし」という。

厚生年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金の種別	旧法厚生年金保険	旧法船員保険	新法厚生年金保険	旧共済組合旧法	旧共済組合新法
老齢給付					
老齢年金 （老齢相当）	老齢年金	老齢年金 （養老年金）	老齢厚生年金	老齢相当 退職年金 減額退職年金	退職共済年金
通算老齢年金 （通老相当）	通算老齢年金 特例老齢年金	通算老齢年金 特例老齢年金	特例老齢年金	通老相当 通算退職年金	通退相当 通退相当
障害年金（障害給付）	障害年金	障害年金	障害厚生年金	障害年金	障害共済年金
遺族給付					
遺族年金	遺族年金	遺族年金	遺族厚生年金 特例遺族年金	遺族年金	遺族共済年金
通算遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金	通算遺族年金 特例遺族年金		通算遺族年金	

注．平成27年度以降の新法厚生年金保険の受給（権）者は、厚生年金保険（第1号）の受給（権）者について、統計を作成している。

国民年金の年金種別

給付の種類については、以下のように分類して、統計を作成している。

年金種別	旧法拠出制	基礎年金
老齢年金	老齢年金 (特例支給、5年年金・10年年金を含む)	老齢基礎年金
通算老齢年金	通算老齢年金	
障害年金	障害年金	障害基礎年金
遺族年金	寡婦年金・母子年金・準母子年金・遺児年金	遺族基礎年金

注. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付ではないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

共済組合等

国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団をいう。

旧共済組合

平成9年4月1日から旧公共企業体の共済組合（旧日本鉄道共済組合、旧日本たばこ産業共済組合及び旧日本電信電話共済組合）の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、平成14年4月1日から旧農林漁業団体職員共済組合が厚生年金に統合された。統合時点で受給権が発生していた者の年金も厚生年金から給付されており、これらの分を「旧共済組合」という。

その他

- 1 統計表の符号の用法は次のとおりである。
 - 「・」は統計項目のあり得ないもの（制度的にないもの）
 - 「－」は計数のないもの
 - 「0」は四捨五入の結果1単位に満たない数となったもの
 - 「…」は計数不明（未調査等）のもの
 - 「△」は負数
- 2 単位未満の数は四捨五入しているため、内容の計と合計とは一致しないことがある。